

愛知県水防計画の修正（案）要旨について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成23年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正した。

平成23年度重要水防箇所集計表

		平成23年度		平成22年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	703	320	691	322	43	23	55	21	12	▲2
	県	377	140	363	133	14	4	28	11	14	7
	市町村	133	87	138	91	5	4	0	0	▲5	▲4
	小計	1,213	547	1,192	546	62	31	83	32	21	1
	海岸	25	25	14	18	0	0	11	7	11	7
	ため池	174	11	179	12	10	1	5	0	▲5	▲1
	合計	1,412	583	1,385	576	72	32	99	39	27	7

(2) 河川河口部及び海岸に設置された樋門等の操作について

河川河口部及び海岸に設置された樋門、水門、防潮扉及び角落しについて、台風による高潮や地震による津波による災害の発生を防ぐため、適切な管理が行われるよう施設の操作規程を定めた。

(3) 日光川流域における排水調整の改定

これまでは、「日光川水系排水調整連絡会議」により排水調整が必要な水位に達すると予測されたら協議を行い、災害対策本部に排水調整の実施を要請し決定していた。

平成22年7月1日より、基準とする地点（日光川河口、古瀬、戸田川）において、決定された水位に達したら河川管理者から水位を伝達し、排水調整を実施するように改定した。